

議第 89 号

財産の無償貸付につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

高島市長 福井 正明

財産の無償貸付につき議決を求めることについて

次のように財産を無償で貸付けることにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 無償貸付する財産の種類
建物および構築物
- 2 無償貸付する財産の所在等
 - (1) 建物

名 称	所 在 地	構造および規模
校舎	マキノ町小荒路 1046番地1	鉄筋コンクリート造3階建 1,586㎡
体育館		鉄筋コンクリート造平屋建 600㎡
器具庫		鉄骨造平屋建 32㎡
プール専用附属室 (機械室)		コンクリートブロック造平屋建 20㎡
プール専用附属室 (更衣室)		コンクリートブロック造平屋建 24㎡

- (2) 建物の附属物

(1)の建物に附属する簡易倉庫、ガス庫、電気設備、給水設備およびその他設備

(3) 構築物

名 称	所 在 地	構造および規模
屋外プール	マキノ町小荒路 1 0 4 6 番地 1	コンクリート製プール 4 1 8 . 2 0 m ²

3 無償貸付の目的

市内初の水耕栽培による大規模な野菜生産工場として貸し付けることにより、地元雇用創出および地域の活性化ならびに遊休施設の有効活用を図るものである。

4 無償貸付の相手方

高島市安曇川町西万木 2 9 0 番地 1 8

株式会社 n a p p a 代表取締役 山田 喬

5 無償貸付の期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日